

アプリ定期積金 商品概要

2025年6月2日 現在

商品名	アプリ定期積金	
販売対象	「しのめ信金アプリ+」に口座を登録いただいているお客さま	
契約期間	6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年	
掛金払込	掛込方法／毎月の掛込日に普通預金口座からの自動振替により掛金を払い込みいただきます 掛込金額／1,000円以上 掛込単位／100円単位	
払戻方法	満期時のお手続きは不要です 満期日以降に自動解約し、給付契約金（税引後）を振替口座に入金します	
利息（給付補填金）	適用金利／固定金利 上乗せ金利／契約時における定期積金の店頭表示金利より年0.10%上乗せ 利払方法／給付補填金は満期日以後に一括してお支払いいたします 計算方法／給付補填金は、付利単位を100円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算いたします	
税金	給付補填金には、20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります ※2037年12月31日までの間にお受取りになる給付補填金等には「復興特別所得税（0.315%）」が課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります	
手数料	—	
付加できる特約事項	—	
中途解約の取扱い	満期日前の解約はアプリでは行えません。来店によるお手続きが必要になります 満期日前に解約する場合は、以下の解約利率を適用いたします 払込日から解約日前日までの期間について解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛込残高相当額とともにお支払いいたします	
金利情報の入手方法	金利（年利回り）は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください	
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「お客さま相談室（8時45分～17時、電話：0120-160-088）」にお申し出ください 紛争解決措置 群馬弁護士会（電話：027-234-9321）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記「お客さま相談室」または「関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）」、「全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）」にお申し出ください。なお、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です	
その他参考となる事項	通帳、証書は発行しません 契約内容は「しのめ信金アプリ+」よりご確認ください 払込みの遅延により満期日が繰延べされている場合であっても、満期日以降に自動的に解約し、給付契約金（税引後）の全額から遅延期間に相当する遅延利息を差し引いた金額について、振替口座に入金します 満期日の前日までに掛金の払込みが完了しなかった場合、満期日以降に解約し、掛込残高相当額と利息相当額の合計金額（税引後）を振替口座に入金します 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって他の預金と合算して元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります	